

12月議会 本会議・一般質問（中村 12月11日）

民主党無所属ネット議員団の 中村でございます。今定例会において一般質問の機会をいただきましたので、通告に従って、順次質問いたします。

1. メンタルヘルスについて

労働者の心の健康対策については、近年、その重要性が指摘されています。

国の平成17年度調査結果では、平成12年度から16年度の5年間で、精神疾患で休職した例が3.5倍に増えており、その60%が「うつ病」とのことでありました。また、財団法人 社会経済生産性本部が今年実施した調査でも、ほぼ同様の結果が出ています。

このような状況の中、労働者の心の健康対策、とりわけ中小企業における対策が重要である、という認識に立ち、昨年の9月議会で、「大阪の中小零細企業の心の健康対策等について、実態把握と取り組み支援が必要ではないか」とお尋ねしました。そのとき、商工労働部からは、府が設置している「大阪府産業労働政策推進会議」の平成20年度のテーマとして取り上げ、実態把握と府の取り組み検討を行う旨の答弁をいただきました。

その後、橋下知事のもとで、すべての事業がゼロベースで見直されることとなったため、改めて、前回2月議会において、これを知事にお尋ねしましたところ、「心の健康問題の対応は大変重要な課題であると認識している」との答弁がありました。

府が設置している「大阪府産業労働政策推進会議」においては、これまで、例えば平成18年度であれば「ワーク・ライフ・バランス」、平成19年度では「ものづくり中小企業の人材確保と育成」という、時機に応じたテーマで調査や審議が行われてきました。そして、平成20年度は、「中小企業労働者の心の健康」をテーマに設定し、調査を実施していただきました。

この調査は、国が実施した、これまでの調査とは異なり、かなり詳細で、都道府県では他に例をみないものだけに、大変な期待をしていました。府においては、現在、12月5日に届けられた調査結果を集計中と聞いていますが、およその状況と、今後、府としてどのような対策を講じていくのかを、商工労働部長にお尋ねします。

☆答弁

議員お示しのとおり、中小企業労働者の心の健康について、現在、公・労・使の有識者で構成する、大阪府産業労働政策推進会議の本年度の審議テーマとして、調査を実施しているところ。

本年10月から11月にかけて、府内の、従業員規模10人～299人の企業2,000社及びその従業員8,000人に、アンケート調査を実施した。

アンケートの結果について 概況を申し上げますと、ご回答をいただいた企業は、2,000社のうち294社（有効回答率約15%）、従業員は、8,000人のうち875人（有効回答率11%）であった。

また、ご回答いただいた企業の9割近くが、従業員の心の健康に、「大きな配慮」あるいは「一定の配慮」が「必要」と回答されており、中小企業における、心の健康問題への意識の高さが窺えるところである。

しかし一方で、従業員の心の健康保持・増進のための対策については、約半数の企業が、「講じていない」と回答されており、実際の対策の遅れが推測されるところでもある。

府としては、今後、企業や行政において取り組むべき課題や対策を明らかにするため、心の健康不全の発生状況や、従業員の意識、企業における具体的な予防・対策の実施状況といった調査項目全般について、多面的な分析を行っていく予定である。

その上で、今回のアンケート調査の対象となっていない、従業員 10 人未満の小規模な企業の実態等を把握するため、中小零細企業の実態に精通されている 社会保険労務士に対して、ヒアリングを行いたいと考えている。

それらを踏まえて、産業労働政策推進会議において ご審議をいただき、本年度末までに、政策提言をいただきたいと考えている。

2. 府民の健康づくりについて

平成 15 年に制定された健康増進法では、官公庁施設、飲食店等多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされ、特に妊婦の方や未成年者への影響も大きいことなどから、その防止対策は大変重要と、私は、従来考えてまいりました。

そこで、私は、18 年 9 月の常任委員会において、これを採り上げましたところ、「施設管理者啓発のためのガイドラインを作成するなどして、今後とも、より多くの府民が利用する施設での禁煙化や分煙の徹底が進むよう取り組んでまいります」との答弁がありました。

禁煙も分煙も法的に義務化されていない中、このような取り組みは、施設管理者への地道な啓発を必要とし、簡単のように見えながら非常に難しいものでありますため、私は、今まで、温かい気持ちで、府の取り組みを注意深く見守ってきました。

そして、現在、たしかに、官公庁の施設や病院、飛行機などにおいて、完全禁煙化がすすみ、一定の成果が生じていることは感じております。しかし、未だレストランや喫茶店などの飲食店においては、分煙すら出来ていないというところが数多くあります。

そこで、私の議会における質問後、受動喫煙防止について指針となるようなガイドラインの策定は、どのようなものとなったのでしょうか。また、府の取り組みによって全面禁煙と分煙の働きかけの実績・効果はどのようなものとなったのでしょうか。健康福祉部長に、お伺いします。

☆答弁

たばこの煙は喫煙者だけでなく、受動喫煙となる周囲の者に対しても健康に悪影響を及ぼすため、府では、平成 13 年に「健康おおさか 21」を策定し、喫煙率の減少や分煙・禁煙化の推進を図ってまいりました。

飲食店に対する働きかけとしましては、店内の禁煙もしくは完全分煙に取り組んでいただけるよう「うちのお店も健康づくり応援団」事業を実施し、事業者や施設管理者の啓発に努めてきたところです。

平成 19 年 3 月には、議員のご質疑を踏まえまして、「受動喫煙防止ガイド」を作成し、学校や病院、官公庁施設、飲食店など多数の方が利用する施設の管理者に対して、たばこに含まれる有害物質による健康影響について知ってもらい、受動喫煙対策の必要性等を啓発しているところです。

さらに、全館禁煙に取り組んでいる施設等に対しては、府が作成した禁煙ステッカーを配付するとともに、禁煙化を図っている施設名をホームページで紹介するなどの取り組みにより、多数の府民が利用される施設の全面禁煙化がより進むよう取り組んでおります。

なお、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を履行するために、平成 19 年に定められた「たばこの煙に晒されることからの保護に関するガイドライン」においては、換気や喫煙区域の指定といった方法は、受動喫煙防止の措置としては、不完全であると示されたところです。

こうした動きも踏まえ、本年 8 月に策定した「大阪府健康増進計画」及び「大阪府がん対策推進計画」においては、受動喫煙の防止を確実に進めていくため、全面禁煙化を推進していくこととしております。

★ 再質問

今の部長のご答弁によれば、平成19年にWHOのガイドラインにおいて、全面禁煙以外の措置は不完全であると示されたため、ガイドラインの作成・配布など、分煙への取り組みを行わなかったとのことです。

確かに、全面禁煙を目指すことは、非常に大事なことでありますし、そのこと自体は、私は否定いたしません。

しかし、多くの事業者からみれば、府庁が行う取り組みは、ALL or NOTHINGの発想であり、ハードルが高すぎるものであります。そのため、他の飲食店との競争に負けてしまうとの危惧が先に立ってしまい、完全禁煙に踏み切れないと考えてしまうのです。

そこで、まず、各事業者が、自ら出来る範囲で、せめて「分煙」から取り組んでいただき、分煙化を喜ぶお客さんの声を聞いていただく、そして、最後には、全面禁煙の実施が店の強みとしていただくという道筋を、行政として戦略的に行って欲しいのです。

All or Nothing の発想は、結局のところ、「Nothing でもよい」という理屈であり、行政が努力することを放棄していることと同じではありませんか。

全面禁煙を今すぐに踏み切ることが出来ないが、せめて、分煙に取り組もうという事業者は、受動喫煙の害や不快感に比べようと思っている方でもあります。その方々の考え方を行政が否定し、応えてあげないことはオカシイと思います。

せめて分煙から始めていただくよう、具体のガイドラインを示して指導するなど、ハードルを低くして実効性のあるものにしていくべきと考えますが、知事のお考えはいかがでしょうか。

☆答弁

たばこ対策は、府民の健康づくりを進める上で重要と認識。

受動喫煙防止のためには、「全面禁煙」が健康影響の観点から最も望ましいとされているので、飲食店等施設に対しては、そうしたこともしっかりとお伝えしながら、各施設の管理者において、禁煙化の取り組みをより進めていただけるよう努力してまいります。

3. 裁判員制度について

来年5月21日から始まる新たな裁判員制度を控え、来年、裁判員になる可能性がある全国約29万人に対する候補者名簿搭載の通知が、先日裁判所から発送されました。大阪では、約3万人の府民の方々に、先月28日に裁判所から通知されとのことでした。

例えば、国家公務員が選ばれた場合に備えて、人事院は、今年5月、勤務時間や休暇などの規則を改正し、裁判員候補者などに職員が選ばれた場合に、有給で特別休暇を取れる措置を行いました。府でも、府職員が選ばれた場合に備えて、関係条例の改正の作業をすすめ、2月議会に上程する考えだと聞いています。

このように、新たな対応が必要な制度ではありますが、裁判員が参加する約7割の事件は3日以内に終わり、長い方でも1週間程度と聞いておりますが、この通知を受け取った府民の中には、現在、在宅で子育てを行っている方々も含まれているなど、ストレートに「はい参加します」という方々ばかりではありません。

例えば、乳幼児や小学校低学年児童の保護者が戸惑いや不安なく、安心して裁判に参加できるようにするためには、一時保育サービスの体制の確保や、候補者への情報提供などが必要です。比較的課題が無いとされています一時保育サービスについても、そもそも実施していない市町村もあります。

さらに、特に、小学校低学年児童については、保育所のような一時保育サービス制度そのものがない

ことから、心配されている府民も数多くおられます。

そのため、小学校低学年の子ども達が保育所と同様に、放課後児童クラブなどで一時的に受け入れられるよう、実施主体となる市町村に働きかけていくべきと考えますが、健康福祉部長のお考えをお聞きます。

☆答弁

裁判員制度の施行に際し、保育の必要があることを理由に、裁判への参加を躊躇されることのないよう、必要な一時保育サービスを受けられる体制を整備することが重要であると認識している。

裁判員制度の施行に伴う一時保育サービスの実施体制の確保については、本年3月と8月に、厚生労働省から通知が出されており、保育所の一時保育の利用への配慮や、育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方の会員で組織されるファミリー・サポート・センターなどの保育サービスの活用について、市町村に周知している。

また、大阪地方裁判所においては、子どもを預けたい裁判員候補者に対して、府内の一時保育サービスに関する情報を提供できるよう、市町村との連絡体制の整備が進められているところ。

府としても、市町村に対して、ご提示のあった、小学校低学年児童等の放課後児童クラブへの受け入れをはじめ、一時保育サービスの提供等に十分配慮いただくよう、働きかけていくことにより、在宅で子育てを行っている方々が安心して裁判に参加できるよう、その環境整備に努めたい。

4.「大阪の教育力」向上プランについて

①3つの目標

大阪府教育委員会は、平成11年4月に「教育改革プログラム」を策定し、学校改革や教育内容の改善など学校教育の再構築と、学校・家庭・地域社会の連携による総合的な教育力の再構築を柱とした教育改革に取り組んできました。あわせて、平成15年3月には、義務教育分野に特化した「義務教育活性化推進方策」を取りまとめています。

私は、このような府教育委員会の取り組みにより、一定の成果があったと思っています。たとえば「教育改革プログラム」の2本柱のうちの1つである「総合的な教育力の再構築」の具体化として、全中学校区で地域教育協議会（すこやかネット）が設置されたことなどは、評価されて然るべきであります。

ただし、学力面や生徒指導面など、依然として残された課題や新たに生じた課題もあります。とりわけ学力問題については、「全国学力・学習状況調査」において、2年連続して厳しい結果が出たことから、この間、大きな社会的関心を集めております。

これを受け、知事は「教育非常事態宣言」を出されました。また、知事・教育委員長の連名による『「大阪の教育力」向上に向けた緊急対策」が打ち出され、学力向上に向けた様々な取り組みが進められようとしています。

もちろん、学力向上が重要であることは間違いありません。学力向上に向けた取り組みを進めることは必要であります。しかしながら、私は、議論がともすれば学力問題にのみ集中していることについて、疑問を感じています。

現在、府教育委員会では、「教育改革プログラム」の後継計画として『「大阪の教育力」向上プラン」を策定中であります。私も素案を拝見しましたが、その中では『「学校力」を高める』『「学校・家庭・地域をつなぐ』『子どもたちの志や夢をはぐくむ』という3つの目標が示されています。それは言わば、府教育委員会として、今後10年を見通した教育理念を示したものだ理解しています。そうであるならば、府教育委員会は、3つの目標のいずれも大切にして施策を打ち出していくべきであります。

ところが、先ほども申し上げたように、現状では、学力の問題のみが大きく取り上げられ、それ以外の教育課題への対応が忘れられがちになっているような気がしてなりません。大阪の子どもたちの状況や保護者の声を踏まえると、子どもたちの豊かな感性や志、夢などをはぐくむ教育を積極的に進めていくことは、学力問題と同様、あるいはそれ以上に必要なことではないでしょうか。教育長のお考えをお尋ねします。

☆答弁

各学校においては、日々の学校教育において、学力の向上はもとより、授業や特別活動等様々な教育機会を通じて、自他の命を大切にすることや豊かな情操、規範意識、公共の精神などをはぐくむことが大切であると認識している。

議員お示しのように、『大阪の教育力』向上プラン（素案）においては、3つの目標を掲げており、府教育委員会としては、大阪の子どもたちの成長には、これらすべての目標の実現が不可欠であると考えている。

現在、素案の成案化に向け作業を進めており、来年4月からは、成案化したプランにもとづき、大阪の子どもたちに、将来にわたって社会において生きる力を養い、社会を支えていくために必要な力をはぐくんでいけるよう、全力で取組みを進めていく所存である。

★ 再質問

②「子どもたちの志や夢をはぐくむ」ことの具体化

府教育委員会の認識はわかりました。学力問題と同様に、これまで大阪が大切にしてきた教育の一層の充実をお願いしておきます。

そこで、改めてお聞きします。

先ほども申し上げたように、『大阪の教育力』向上プランの素案の中では、3つの目標が示されています。私は、大阪の子どもたちの現状を見つめると、3つの目標の中でも「子どもたちの志や夢をはぐくむ」ことが大変重要になってくると思っております。府教育委員会では、今後、この具体化をどのように進めようと考えているのか、教育長にお尋ねします。

☆答弁

府教育委員会では、子どもたちの志や夢をはぐくむため、小・中・高校において、子どもたちの成長過程に応じた取組みを推進していくこととしている。

まず小・中学校においては、「志や夢をはぐくむ教育」として、道徳教育とキャリア教育を中心に、自分の夢や理想の実現に向かって生きる力や、志を持って自立していくために必要な能力や態度を育成していく。

今後、平成 21～22 年度にかけ、市町村教育委員会と連携しながら教材やカリキュラム等を開発し、平成 23 年度から各学校で実践できるようにしていく。

一方、府立高校においては、「志（こころざし）」学の推進に取り組むこととしている。

「志（こころざし）」学は、小・中学校での「志や夢をはぐくむ教育」の成果を踏まえ、府立高校生が、豊かな人間性や規範意識等を身につけ、夢や希望、志を持ってよき社会人として自立することを目標の一つとしている。

平成 21～22 年度にかけて、府立高校十数校において、教材やカリキュラムの開発を試行的に行い、その成果をもとに平成 23 年度から、「志（こころざし）」学を全府立高校で展開していく予定である。

★ 再質問

③人材確保の状況

志や夢をはぐくむ教育を進めていこうという、府教育委員会の意気込みは分かりました。こういった教育内容面での工夫は大切なことであり、子どもたちにきめ細かな教育を行えるよう教育条件を整え、人材を確保することが大変重要であります。

国の20年度予算においては、教員が子どもと向き合う時間を拡充するため、教職員定数として1,195人が予算化され、このうち、大阪府の20年度本格予算では118人が定数として措置されました。

平成20年度予算は、新しい事業計上が8月以降に先送りされ、それまでの間は暫定予算として編成されましたことから、これらの定数は年度当初には計上されなかったものであります。

我が会派は、本年7月の臨時会で、府民や市町村に対する影響が余りにも大きいことから、暫定予算そのものに反対の立場をとってきました。とりわけ年間を通じて運営される学校現場への影響は大きいものと考えていましたが、せっかく確保した定数があるにもかかわらず、実際の教員配置は2学期が始まる9月からとなったため、各市町村教委では、年度途中の人材確保等到大変苦勞したと聞いていますが、その影響はどうだったのでしょうか。教育長にお伺いします。

☆答弁

20年度本格予算で措置された118人については9月1日に市町村ごとに定数措置を行った。

年度途中ということもあり、人材確保については非常に厳しい条件の下で、府教委としては市町村教委とともに、退職した教員に声を掛けたり、ホームページやチラシ等の掲載、教員採用選考会場でのPR、「おおさ教志通信」登録者へのメールでのPRなど、可能な限り様々な活動を行ってきた。11月25日現在、定数措置された118人中75人を学校現場に配置した。

★ 再質問

④教職員定数の積極的な確保

12月2日付の日経新聞でも、今年度の年度途中からの教員の確保が十分できていないという記事が掲載されていますように、やはり心配していたとおりのことが起こっています。実際、教育現場が混乱し、その影響を大きく受けるのは、児童生徒であります。

学校が年間を通じて計画的に運営されるようにするには、市町村教委が必要な人材を確保できるよう、十分な準備期間を設けることが必要です。そのためにも年度途中ではなく、4月からきちんと予算編成すべきであることをお願いしておきます。

ところで、国は21年度の概算要求においては、主幹教諭によるマネジメント機能強化など、教職員定数1,500人を増やすこととしています。私は、せめて今年度並には定数の確保をする必要があると考えておりますが、府教委としてはどのように考えているのでしょうか。

また、大阪府の財政状況は依然厳しい状況にあります。学校現場の様々な教育課題に対応していくため、教員の人件費のうち、三分の一が国庫負担金、三分の二が交付税措置される国定数の積極的な確保に努め、教育条件の整備を、是非、進めるべきと考えますが、教育長のお考えをお尋ねします。

☆答弁

教職員定数につきましては、これまでから国に対して、大阪府の厳しい状況を訴え定数確保に努めてきた。国においては、どの位予算化されるかは現時点では見込むことはできないが、私どもとしては一人でも多く確保したいと考えており、昨年度に引き続き本年度においても、私と大阪市及び堺市の教育長、並びに都市教育長協議会及び町村教育長会の5者の連名で緊急要望として、財務省及び文部科学省に対し教育予算拡充と定数改善の要望を行ったところである。

府教委としては、現在策定中の「『大阪の教育力』向上プラン」を着実に推進するためにも、国におい

て措置される定数を最大限に確保できるよう、全力を傾注してまいりたい。

★ 再質問

5. 支援学校のあり方

府立支援学校についてお尋ねします。全国的にも見られることですが、支援学校において、とりわけ知的障がいのある児童生徒数の増加が続いています。私の地元、枚方市の近隣の支援学校においても同様です。府教育委員会は今年9月、知的障がいのある児童生徒数の将来推計を行ったと聞いています。今後10年間で1,200人弱の増加が予想され、北河内地域においても、約160人の増加が見込まれるとのことであり、厳しい現状の改善と新たな展開が求められています。

こうした状況を踏まえ、平成21年度当初予算要求において、府教育委員会から、支援学校の新設に関する予算要求が行われている。今年度中に府立支援学校の施設整備に向けた基本方針を策定し、支援学校の計画的な教育環境の整備を進めていくとのことですが、基本的な考え方を教えてください。

枚方市や枚方市議会からは、市内に支援学校、とりわけ就労を通じた社会的自立をめざす「たまがわ高等支援学校」タイプの支援学校の設置を求める声が上がっており、府教育委員会にも要望が届いていると思います。私自身も昨年、枚方市選出の岡沢元府議、鈴木府議、ウルシハラ府議とともに、枚方市内に高等支援学校を設置する要望を府教育長に出しています。施設整備基本方針の策定に際しては、枚方市の現状を十分に踏まえ、たまがわ高等支援学校タイプの支援学校も含めて検討していただきたいと考えますがどうですか。教育長にお伺いします。

☆ 答弁

ノーマライゼーション理念の浸透や一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を受けたいという児童生徒や保護者の意識の高まりなどから、支援学級や支援学校において知的障がいのある児童生徒が増えてきており、今後も児童生徒数の増加が見込まれる。

このような状況の中においても、障がいのある子どもたちの教育環境の整備は、重要な教育課題であると認識している。

今回、お示しの「府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計」を行ったところ、過去10年間の増加傾向を平均化した場合では、今後10年間でさらに約1,200人の増加が見込まれるところである。

平成18年に、障がいのある児童生徒の将来の自立に向けた支援を行うため、就労を通じた社会的自立をめざす「たまがわ高等支援学校」を設置したところであり、入学者選抜の志願倍率が1.92倍と高い状況からも、今後の施設整備にあたっては、このようなタイプの学校の整備についても、行っていく必要があると考えている。

府教育委員会としては、将来推計や府域の地域バランスなどを勘案して、今年度策定する「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、支援学校とたまがわタイプの支援学校の併設など、新設も含め、多様な教育環境の充実を図ってまいりたい。

その際には、枚方市をはじめとした北河内地域の状況も十分に認識しているところであり、こうした状況にこたえるためにも、北河内地域においても支援学校の整備が必要と考えている。

★ 要望

いま、かなり前向きの答弁がありました。橋下知事はこれまで、「障害のある者も無い者も、ともに学び、ともに生き、ともに働くことができる環境づくりが大切だ。そのため、府の障害者施策を積極的に講じていく」と言われているだけに、今の答弁が実現できるようにしっかりとサポートしていただくようお願いし、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。